

京都市職員共済組合公告第 19 号

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

平成 26 年 3 月 31 日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

第 3 条を次のように改める。

(所属所)

第 3 条 定款第 4 条第 1 項の規定により理事長が所属所を定める場合には、市長部局等及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条に規定する地方公営企業並びに京都市が設立した法第 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人を基準として定めるものとする。

第 26 条を削り、第 27 条を第 26 条に改める。

附 則

この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)